

感謝米を施設や団体、子供たちに配布しました



感謝をこめてお届け～

今年も寺谷用水土地改良区と磐田原東土地改良区から、水源林の森林を守って頂いていることに感謝し、磐田で米作りをされてる農家の皆様から、九俵(540Kg)の新米を届けていただきました。

浜松市社会福祉協議会天竜地区センター 水窪事務所と社会福祉法人千寿会みさくぼの里へそれぞれお配りしました。



社会福祉法人千寿会
みさくぼの里 竹内施設長へ



施設利用者の介護食に利用させていただきます。

浜松市社会福祉協議会
天竜地区センター
水窪事務所 森口会長へ
給食サービスやお食事サロン
で利用させていただきます。

いっただきま～す!!

水窪小学校の児童と水窪中学校の生徒の皆さんには、感謝米の趣旨を説明し、自然や生物多様性の保全と、環境保全、用水管理の取り組みの内容や保全にも知識を深めていただきました。



水窪小学校6年生の児童たちと浮田校長先生



水窪中学校3年生の生徒たち

相続登記の申請が義務化されます

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！
※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく勝手に地戻した場合は、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置も、拡大されています**
- 相続の際、**遺産分割をちゃんと済ませましょう！**
- 登記の手続きは、**法務局のホームページをご覧ください**
- 相続・登記の**専門家への相談も、ご相談ください**



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

CLICK!



Q 令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります**。それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要です**。
相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の二つの相続税や申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています
（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



Q 相続登記の申請って大変じゃないの？
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請して行います**。手続は、①**遺産分割による相続の場合**、②**遺産分割調停による相続の場合**（相続人全員で申し合意する場合は）、③**法定された割合による相続の場合**（民法に定められた相続割合で相続する場合は）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります。
必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています
（不動産を相続した方へ「不動産を相続した方へ」相続登記・遺産分割の案内を掲載しています）



Q 相続登記について、更に知りたいときは
どうすればいいの？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（予約制）
（各法務局の案内はこちらに掲載しています）
- 法務省ホームページで、**手続や書式**をご案内しています
（相続登記・遺産分割の登記の申請をされる相続人の方へ「登記手続ハンドブック」）
- 専門家（司法書士・弁護士）に相談したい場合は、こちら
（日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内））
- 日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



お手続きは、お早めに～!!

司法書士 無料相談会の開催のお知らせ

- 山林や畑など土地や家屋の相続の登記
- 高齢者や障害者の生活支援
- 親族・近所とのトラブル
- 金銭トラブル など



開催日 令和6年 2月16日（金）
4月26日（金）
6月28日（金）
8月30日（金）

開催場所 水窪町森林組合 事務所2階

開催時間 午後1時から午後4時まで（1組30分程度）

※事前予約が必要です。電話でご連絡をお願いします。



スギ					ヒノキ				
長さ m	末口 cm	中値 1m ³ 単価	1本当 単価	摘要	長さ m	末口 cm	中値 1m ³ 単価	1本当 単価	摘要
3m	14	14,000	826	柱目3.5寸取	3m	14	17,000	1,003	柱目3.5寸取
	16~18	16,000	1,392	柱目4寸取		16~18	24,000	2,088	柱目4寸取
	20~	16,000	2,112	中目		20~	20,000	2,640	太角目
4m	12~13	12,000	696	母屋取り	4m	12~13	14,000	812	母屋取り
	14	14,000	1,092	土台目3.5寸取		14	18,000	1,404	土台目3.5寸取
	16~18	16,000	1,856	土台目4寸取		16~18	22,000	2,552	土台目4寸取
	20~22	16,500	2,904	中目		20~22	20,000	3,520	中目縁甲取
	24~28	17,500	4,725	中目		24~28	24,000	6,480	中目
	30~34	18,000	7,380	二番玉節少		30~34	24,000	9,840	二番玉節少
36~	18,000	—	根玉選木	36~	30,000	—	根玉選木		
6m	16~18	—	—	通し柱4寸	6m	16~18	28,000	5,432	通し柱4寸
	20~22	—	—	通し柱太角		20~22	26,000	6,890	通し柱太角

林産品販売のお知らせ

椎茸原木 (コナラの木/規格:直径8cm~15cm程度:長さ90cm)

1本 ¥550
 駒入1本 ¥1,100
 水窪町外は配達代をいただきます。 ¥165/本



椎茸菌種

	1,000個入	100個小分	特徴
森産業 森290	¥4,565	¥572	10月頃から発生
森産業 森121	¥4,565	¥572	4月頃から発生
なめこ	¥4,565	¥572	11月頃から発生
くりたけ	¥4,565	¥572	10月頃から発生

菌興 115 (800個入) ¥3,927 ¥572 4月頃から発生 肉厚だが数が少ない

すべて消費税込みの価格です。



11月下旬に伐倒し、2月下旬から搬出、玉切りします。出荷は3月下旬を予定しております。数量限定で販売しますので注文はお早めにご連絡ください。

お知らせください

組合員台帳を整理しています。

山林の相続、贈与、売買等で名義を変更された際には、土地登記簿変更、出資証券の名義変更等の手続きをお願い致します。

出資証券名義変更の申請用紙は、ホームページの各種申請様式からもダウンロードできます。

山林の相続、売買、住所変更等された組合員の方は、ご連絡をお願い致します。

〒431-4102
 静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方248-1
 ☎053-987-0035 Fax 053-987-1018
 メール: misakubo-shinrin@po4.across.or.jp
<https://misakubo-shinrin.jimdofree.com/>



ホームページQR



Instagram

水窪町森林組合だより

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。2024年の干支は甲辰（きのえ たつ）です。甲は「木の芽が吹く」を意味し、辰は十二支で唯一架空の動物であり、「陽の気が動き万物が振動し大きく成長する」「これまで準備してきたことが形になる」など縁起の良い年とされています。

しかし、穏やかな年の初めを迎えられたのは元日の日が沈む直前まででした。最大震度7を観測した能登半島を中心に地震が発生。しかも津波や火災で「朝市」の有名な輪島市、珠洲市などでは、250人超の死者、安否不明者が出てしまいました。（1月11日現在）今後も道路や家屋の被災状況が進むにつれて被災の拡大が懸念されます。また、同日、羽田空港で日航と海上保安庁の航空機が衝突、乗客乗員379人は無事脱出したものの海保機は乗員5人が死亡するという悲惨な事故が起きました。この様に自然災害や複数のヒューマンエラーが重なった事故は、日頃の訓練などで未然に最小限に止めることが出来ないでしょうか。

何れに致しましても、被災地の皆様にはお見舞いを申し上げますと共ににお亡くなりになった方々には哀悼の誠を捧げたいと思います。久々にコロナ禍の制約がなくなり、今年こそはという氣勢をそがれてしまいましたが、「辰」年に因み大きく成長することを願い頑張ってください。

さて、令和元年から既に前倒しで進めて参りました「森林環境税」「森林環境譲与税」の制度が本格的に始まります。令和6年度より国税として住民税納入者から年一律千円を徴収し、市町村に配布されます「森林環境譲与税」の使いみちですが、森林整備の財源として各市町でよく検討され、地球温暖化防止機能、災害防止・国土保全機能、水源涵養機能といった主として公益的機能を最大限発揮するように実施し、間伐や人材育成・担い手確保、木材の利用促進等県市行政と共に取り組んで参ります。

また、昨年10月よりインボイス制度が始まりました。消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税であり、消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。そこでインボイス（適格請求書）は、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書や納品書などを発行し正しく消費税を納税する制度です。

このように、林業界にとって大きな変革の年になり森林組合を支える役職員、現場技術員は、組合員のニーズに答えられるよう一層の努力をしなければなりません。

さらに、行政的には1月より浜松市は、3つの区となりました。我々が住む天竜区は以前と同様ですが中山間地振興対策の副市長を配置する等、少子高齢化に伴う人口減や地場産業の活性化など大いに推進し、森林林業の発展に寄与して頂きたいと思っております。三遠南信自動車道を中心に北遠は大きく変わろうとしています。今後は、森林組合も地域の実態に合った取り組みを考えながら事業を実施して参ります。

本年も昨年に増して皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



よく光る 高嶺の星や寒の入り 村上鬼城

令和6年 正月 水窪町森林組合 代表理事 熊谷啓司

県森連天竜事業所 新春初市を視察

組合長と業務担当理事が、西部農林事務所天竜農林局と天竜森林管理署へ年始のご挨拶を兼ねながら、県森連天竜事業所の新春初市にお邪魔してきました。当組合からもスギ・ヒノキ16本、約11m³を出荷させていただきました。大間のマグロとは言いませんが、もう少し景気よく販売ができる状況に戻ってほしいものです。

